○農林水産省告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市山本町豊田字道川八二七・八三〇の二・八三六の三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八三〇の一、八三〇の三、八三六の三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字道川八二七・八三〇の一・八三〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木穂坂字園山八一七の七、字横井八八〇、八八一、八九一、八九三の一、字舟ケ迫九〇七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字別当道上三三一三の一、三三一三の二、三三一三の四、字小谷五二〇六の一から五二〇六の三まで、五二〇七の一、五二〇七の二、五二〇八の一、五二〇八の三、五二一三、五二四一の一、五二四一の二、五二五四、字女鹿ノ水口五七九五の一、字堤横道六一九八・六二〇三・六二一二・六二一四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六二〇一、六二一七、字バノキ七七〇一の一、七七〇一の四、字高巣九二四〇の七、九二四〇の三二、九二四〇の八九、字柴庵上九四五五、九四五六、九四五八の一、九四五九、字山師原上九五七九の二、九五八一の一、九五八二、九五八四の一、九五八四の二、九五八四の五、九五八五、九五八六の一から九五八六の三まで、九五八七、九五八八の一、九五八八の二、九五八九、九五九〇の一、九五九〇の二、字唐見九七七一、字鳥巣一〇六四一、字神遊一二五四〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市泉河内字カワソコ一九三四の一一・一九三四の四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓字岸竹二七九〇（次の図に示す部分に限る。）、二七八九の一、二七八九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岸竹二七八九の一・二七八九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七九〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市明星寺字小石ヶ浦一〇八五・一〇八六・舎利蔵字五反田三四四・三五三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字暮石四八七の一、字天神山五四八、五六四の一、五六九の一、五六九の二、五七九の一、五八三、五八四の二、五八五の一、五八五の三、五九六の一、六〇三の一、六〇三の三、六〇六、六五六の一、字谷野古田七八七の四・七九〇・七九六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七九二の五、七九六の二、字狸穴一六六九の一、字平石二二一四の五五、字長山